

資料2-1

第202200060989号
令和4年6月6日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局
局長 國米 洋一
(公印省略)

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期限について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第1項の規定により公示する知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を別紙のとおり定めることについて、同条第3項の規定に基づき諮問します。

また、同規則第16条第2項の規定に基づき、許可の有効期間を別紙のとおり短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当
漁業調整担当 足立
電話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を次のように定める。

1 制限措置の内容

(1) 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
潜水器漁業	【淀江町地先】西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分(真方位、以下同じ。)の線と米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から13度10分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	6月1日から8月31日まで	次のいずれにも該当するものとする。 1 鳥取県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者 2 操業区域を共有する共同漁業権者の同意を得た者	1

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年6月8日から同月12日まで

3 許可の有効期間

許可日から令和5年3月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

新規の許可等に係る知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期限について

令和4年6月7日
鳥取県漁業調整課

1 概要

知事は、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならず、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

また、知事は、許可の有効期間について、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、規定の期間より短い期間を定めることができる。

2 公示内容の概要について

(1) 許可等をすべき漁業者の数

漁業の種類	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	備考
潜水器漁業	潜水器漁業（淀江地先）	1	新規着業 ※

※ 淀江地区では、県が設置したイワガキ礁について、本年からポンベ潜水による採捕を開始する予定にしており、当初は漁業者2名での採捕を予定していた。

採捕開始を前に、本年5月に栽培漁業センターがイワガキの付着（生育）状況を調査したところ、想定以上に成長が進んでおり、ほぼすべてのイワガキが殻高10cm以上（県イワガキ資源回復計画の採捕基準）、大きさの中心は12～13cmの大型個体であり、さらには、多く付着し成長が早いため、冬以降、剥がれ落ちたと推定される所もあったため、資源を有効活用するため、早急に採捕した方が良いことが明らかとなった。

また、当該イワガキ礁の円滑かつ有効的な利活用について、漁協内で協議を重ねた結果、支所事業（漁協の自営事業）にて採捕する計画となつた。

これらの理由により、鳥取県漁協淀江支所から、漁協自営による採捕のための新規許可について追加する要望があったもの。

(2) 申請期間

令和4年6月8日から令和4年6月12日まで

※ 潜水器漁業の漁業時期は6月1日から8月31日まであり、1月以上の申請期間を定めて公示すると、当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められるため。

【根拠法令】鳥取県漁業調整規則 抜粋

(新規の許可又は起業の認可)

第12条 知事は、許可（第8条第1項及び第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第15条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものを行う。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数
- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期